

平成26年8月1日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

第十一種優先株式の取得について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{ひらの}平野 ^{のぶゆき}信行）は、本日、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった当社発行の第十一種優先株式の全部につき、下記のとおり、当社定款第20条第2項の規定に基づき取得しました。

記

1. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	第十一種優先株式
(2) 取得する株式の総数	1,000株
(3) 取得するのと引換えに交付する株式の種類	普通株式
(4) 取得するのと引換えに交付する株式の総数	1,245株

（ご参考）

第十一種優先株式1株につき1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付するものです。普通株式数の算出に当たって生じる1株に満たない端数については、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱います。また、交付する普通株式は、平成26年8月1日現在当社が保有する自己株式を充当いたしました。

(5) 取得日	平成26年8月1日
---------	-----------

以 上